

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 ふくし掲示板設置事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）においてふくし掲示板（以下「掲示板」という。）を設置し、誰にもわかりやすく届きやすい福祉情報を提供することにより、地域福祉の推進に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この要綱に基づいて行う事業をふくし掲示板設置事業（以下「本事業」という。）という。

（掲示板設置の手続き）

第3条 掲示板を設置する場合は、本会会長は、設置協力者（以下「協力者」という。）にふくし掲示板設置依頼書（様式第1号）にて依頼をし、ふくし掲示板設置承諾書（様式第2号）により、協力者から承諾を得るものとする。

2 協力者が設置協力を終了する場合は、本会会長にふくし掲示板設置終了申出書（様式第3号）を提出するものとする。

（協力者の協力事項）

第4条 協力者は次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

（1）掲示物・掲示板の維持管理に関すること。

（2）その他目的の達成に関すること。

（掲示禁止事項）

第5条 掲示物が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲示することができない。

（1）営利・政治・宗教活動を目的とするもの。

（2）公序良俗に反するもの。

（3）個人又は団体を誹謗中傷するもの。

（4）虚偽の内容が認められるもの。

（5）その他本会が本事業の目的を害するおそれがあると認めたもの。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。